

# お 知 ら せ

## 現場代理人・主任技術者の雇用関係について（特例措置）

杵築市では、請負契約の適正な履行を確保するとともに、公共工事の一括下請け等の防止を図るため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等について、当該受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者に限るものとし、当該受注者と3か月以上の雇用関係を有していることを要件としていましたが、令和5年発生の豪雨災害復旧工事を中心に集中的に発注していることから、次のように特例措置を講じることとしたのでお知らせします。

### 1. 対象工事

令和5年11月27日以降に発注する工事

### 2. 措置の内容

上記対象工事に配置される現場代理人及び主任技術者については、**契約締結の前日までに直接的な雇用関係**があることとする。

（現行：入札日以前に3か月以上の雇用関係にあること。）

ただし、専任を要する主任技術者については対象外とする。

### 3. 確認書類（参考）

#### ① 株式会社、有限会社等の会社組織又は常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所の場合

証明書類（写し可）		雇用関係の認定日	注意事項
原則	健康保険被保険者証 （所属する建設業者名が記載されているもの）	交付日	市町村の国民健康保険証は該当しません。
上記の加入手続き中の場合	社会保険被保険者資格取得届 （社会保険事務所の受付印のあるもの）	社会保険事務所の受付印の日付	交付後写しを監督員に提出のこと。

#### ② 従業員5人未満を雇用する個人事業所又は後期高齢者医療制度被保険者の場合

証明書類（写し可）		雇用関係の認定日	注意事項
原則	住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書	市町村発行の決定通知書の発行日	後期高齢者医療被保険者の場合
上記によらない場合	青色事業専従者給与に関する届出書 （税務署受付印のあるもの）	税務署受付印の日付	被保険者証も併せて提出してください。
上記によらない場合	雇用契約書（雇用通知等）及び給与台帳等支払い状況の確認できる書類（支払人の記名・押印したもの）	雇用開始の日付	